

閣議及び閣僚懇談会議事録

開催日時：令和元年11月1日（金） 7：58～8：18

開催場所：総理大臣官邸閣議室

出席者：安倍晋三 内閣総理大臣

麻生太郎 国務大臣（副総理，財務大臣，内閣府特命担当大臣）

高市早苗 国務大臣（総務大臣，内閣府特命担当大臣）

森まさこ 国務大臣（法務大臣）

茂木敏充 国務大臣（外務大臣）

萩生田光一 国務大臣（文部科学大臣）

加藤勝信 国務大臣（厚生労働大臣）

江藤拓 国務大臣（農林水産大臣）

梶山弘志 国務大臣（経済産業大臣，内閣府特命担当大臣）

赤羽一嘉 国務大臣（国土交通大臣）

小泉進次郎 国務大臣（環境大臣，内閣府特命担当大臣）

河野太郎 国務大臣（防衛大臣）

菅義偉 国務大臣（内閣官房長官）

田中和徳 国務大臣（復興大臣）

武田良太 国務大臣（国家公安委員会委員長，内閣府特命担当大臣）

衛藤晟一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

竹本直一 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

西村康稔 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

北村誠吾 国務大臣（内閣府特命担当大臣）

橋本聖子 国務大臣（東京オリンピック・パラリンピック担当大臣，内閣府特命担当大臣）

陪席者：西村明宏 内閣官房副長官

岡田直樹 内閣官房副長官

杉田和博 内閣官房副長官

近藤正春 内閣法制局長官

閣議案件：別添案件表のとおり。

○一般案件 2件

○国会提出案件 8件

○政令 11件

○人事 1件

○報告 1件

○配布 1件

いずれも，案件表のとおり，決定等となった。

議事内容：

○菅内閣副大臣：ただ今から、閣議を開催いたします。

まず、閣議案件について、岡田副長官から御説明申し上げます。

○岡田内閣官房副長官：一般案件等について、申し上げます。まず、信・解任状に認証を仰ぐことについて、御決定をお願いいたします。本件は、「英国」及び「リヒテンシュタイン国」駐箚特命全権大使の異動に伴い、交付すべき信任状及び解任状であります。

次に、質問主意書に対する答弁書8件について、お手元の資料のとおり、御決定をお願いいたします。

次に、政令11件について、御決定をお願いいたします。まず、「飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、馬用の飼料の安全性の確保等を図るため、同法の規制の対象となる家畜等として、馬を指定するものであります。

次に、「国有林野の管理経営に関する法律等の一部改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、樹木採取権に係る権利設定料の納付方法を定める等、関係政令の規定の整備をするものであり、「樹木採取権登録令」は、樹木採取権の登録等に関し必要な事項を定めるものであります。

次に、「特許法等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法のうち、特許権侵害時の損害賠償額算定方法の見直し等に係る規定の施行期日を令和2年4月1日とするものであります。

次に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を本年11月16日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備政令」は、規格住宅のエネルギー消費性能の一層の向上を図るため、当該住宅の建設工事を請け負う特定建設工事業者の要件を定める等の改正を行うものであります。

次に、「動物の愛護及び管理に関する法律等の一部改正法の施行期日令」は、同改正法の施行期日を令和2年6月1日と定めるものであり、「同改正法の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令」は、動物に関する帳簿の備付けを課す業形態の対象を拡充する等関係政令の整備等を行うものであります。

次に、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令」は、譲渡し等が規制されている国際希少野生動植物種に、コツメカワウソ等16種の動物を追加する等の改正を行うものであります。

次に、「原子力利用における安全対策の強化のための原子炉等規制法等の一部改正法の一部の施行期日令」は、同改正法のうち、原子力規制検査に係る安全対策の強化に関する規定の施行期日を令和2年4月1日と定めるものであり、「同改正法の一部の施行に伴う関係政令の整備等政令」は、同改正法の一部の施行に伴い、原子力規制検査の手数料を定める等関係政令の整備等を行うものであります。

次に、人事案件について、申し上げます。渡邊勝外157名の叙位又は叙勲等について、御決定をお願いいたします。なお、元四国電力株式会社社長山本博を従三

位に叙するものがあります。

次に、「令和元年度第2・四半期に締結された無償資金協力に係る取極」について、御報告があります。本件は、本年7月から9月までの3か月間に締結された、25か国、9機関の計43件、総額約360億円の取極について、取りまとめたものがあります。

次に、件名外案件について、申し上げます。「無償資金協力に係る取極の締結」について、御決定をお願いいたします。本件は、我が国と相手国政府との間で実質的な合意をみた無償資金協力を取りまとめたもので、11か国、3機関に対する計16件、総額約147億円の贈与等を行うものであります。個々の案件につきましては、相手国政府との書簡交換までそれぞれ不公表といたしたいので、御了承をお願いいたします。なお、締結状況は適宜取りまとめ、別途、閣議に御報告することといたします。

次に、件名外の配布資料といたしまして、「労働力調査報告」があります。本件につきましては、後程、総務大臣及び、関連して厚生労働大臣から御発言があります。なお、本件の公表時刻は8時30分ですので、それまでの間、不公表となります。

○菅国務大臣：次に、大臣発言がございます。まず、総務大臣。

○高市国務大臣：本日、労働力調査結果を公表いたします。その主なポイントは、次のとおりです。公表時刻は8時30分ですので、その旨御留意ください。9月の就業者数は6,768万人と、1年前に比べ53万人の増加となり、比較可能な昭和28年以降で過去最多となりました。完全失業者数は168万人と、1年前に比べ6万人の増加となりました。季節調整値で前月からの増減をみると、就業者数は5万人の減少、完全失業者数は13万人の増加となりました。完全失業率は2.4%と、前月に比べ0.2ポイントの上昇となりましたが、約26年ぶりの低い水準で推移しています。また、15歳から64歳の就業率は77.9%と、本年6月から8月までと並び、比較可能な昭和43年以降で過去最高となるなど、雇用情勢は着実に改善しています。

○菅国務大臣：次に、厚生労働大臣から2件御発言がございます。

○加藤国務大臣：まず、令和元年9月の有効求人倍率は、季節調整値で1.57倍と、前月を0.02ポイント下回りました。また、正社員有効求人倍率は1.13倍と、前月を0.01ポイント下回りました。

求人・求職の動向や、総務大臣から報告のありました労働力調査の結果をみますと、現在の雇用情勢は、着実に改善が進む中、求人が求職を大幅に上回って推移しています。

今後とも、女性・若者・高齢者等の活躍推進、正社員就職の促進等に着実に取り組んでいきます。また、令和元年台風第19号などにより被災した地域については、雇用の維持をはじめ、被災された皆様への支援に全力で取り組んでいきます。

次に、令和元年度「児童虐待防止推進月間」について申し上げます。

児童虐待の相談対応件数は年々増加しており、その防止は社会全体で取り組むべき重要課題です。「児童虐待防止対策の抜本的強化について」など関係閣僚会議等

の決定に加え、本年6月に児童福祉法等の改正法が成立したことを踏まえ、政府が一丸となって子どもの命を守る社会づくりをさらに進めていく必要があります。

厚生労働省では、毎年11月を「児童虐待防止推進月間」と位置付け、集中的な広報・啓発活動を実施しています。大臣の皆様には、この月間に積極的な御協力をいただきますようお願いいたします。

また、児童福祉法等の改正法において、DV対策との連携を強化することとしていることを踏まえ、本年は内閣府と協働し、児童虐待対策の象徴であるオレンジリボンと、DVなど女性に対する暴力の根絶の象徴であるパープルリボンを組み合わせたW（ダブル）リボンバッジを作成しましたので、着用をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、橋本大臣。

○橋本国務大臣：女性に対する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許される行為ではありません。広く国民に対する意識啓発を行うため、11月12日から25日までの2週間、「女性に対する暴力をなくす運動」を実施します。

DVが行われている状況下では、子供への虐待の制止が困難となる場合があることから、児童虐待対応とDV対応の連携を強化し、被害の早期発見、早期介入に取り組むことが重要です。このため、本年の「運動」においては、「児童虐待防止月間」と連携し、「Wリボンバッジ」を活用した広報啓発活動を行います。

閣僚各位におかれましては、「女性に対する暴力の根絶」及び「児童虐待防止」に向け、本日、「Wリボンバッジ」を御着用いただくとともに、一層の御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：これをもちまして、閣議を終了いたします。

引き続き、閣僚懇談会を開催いたします。まず、総務大臣。

○高市国務大臣：本日から、テレワークの普及促進に向けた広報などを、関係府省、地方公共団体、産業界、学界との協力により集中的に行う「テレワーク月間」が始まります。

多様で柔軟な働き方の拡大に加え、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に伴う交通混雑緩和などに向け、両大会の期間中を想定した7月22日から9月6日までの期間を「テレワーク・デイズ2019」として、テレワークの集中的な実施を呼びかけました。その結果、2,887団体、約68万人が参加しました。

総務省では、この「テレワーク・デイズ」及び今般の「テレワーク月間」という2つのイベントを中心として、テレワークの普及促進を、更に強力に進めてまいります。各大臣におかれましても、所管の業界に周知を図るなど、テレワークの一層の普及促進に御協力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、武田大臣。

○武田国務大臣：この度、国家公務員の育児休業等の取得状況について取りまとめましたので、報告します。

平成30年度の男性職員の育児休業取得率は12.4%、産前産後の特別休暇である「男の産休」の5日以上使用率は67.8%でした。いずれも過去最高ではあ

りますが、いまだ目標には達しておりません。男性職員が取得をためらう要因として、収入面の懸念のほか、業務の多忙さや、職場の雰囲気や、職場全体として環境の整備を進めていくことが重要です。

男性職員の家庭生活への参画促進は、男性職員自身の仕事と家庭生活の両立のみならず、女性職員の活躍促進のためにも不可欠です。

そのため、男性職員が育児に参画する時間をきちんと確保し、民間部門も含めた我が国全体の取得率向上につなげていくためにも、民間の先進事例も参考に、子供が生まれたすべての男性職員が1か月以上を目途に育児に伴う休暇・休業を取得できることを目指し、思い切った取組を行ってまいりたいと考えております。各大臣におかれても一層の御尽力をお願いいたします。

○菅国務大臣：次に、内閣総理大臣から御発言がございます。

○安倍内閣総理大臣：全世代型の社会保障を確立する中で、子育てしやすい家庭環境づくりは重要な課題です。男性の育児休業取得は、その実現のための重要な施策であり、強力的に促進していく必要があります。

他方、実際の取得率は、低水準にとどまっており、国家公務員についても、目標に達していない現状にあります。

先ほど国家公務員制度担当大臣から説明があったように、国家公務員が率先して、大胆な取組を行うことは、我が国全体の取得率向上を図る上でも重要であると考えます。国家公務員制度担当大臣は、各省大臣と連携し、具体的な方策を早急に検討してください。

○菅国務大臣：ほかに御発言はございますか。

無いようですので、以上をもちまして、閣僚懇談会を終了いたします。

閣 議 案 件 (令和元年)
11月1日 (金)

◎ 一般案件

- 資料なし ☆ 英国駐劄特命全権大使長嶺安政外1名に交付すべき信任状及び前任特命全権大使鶴岡公二外1名の解任状につき認証を仰ぐことについて (決定)
(外務省)

◎ 国会提出案件

- 資料あり ○
- 1. 衆議院議員松原仁 (立国社) 提出在日北朝鮮当局者の強制送還に関する質問に対する答弁書について (決定) (法務省)
 - 1. 参議院議員熊谷裕人 (立憲・国民・新緑風会・社民) 提出即位礼正殿の儀に合わせて実施された恩赦に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)
 - 1. 衆議院議員松原仁 (立国社) 提出韓国人に対する査証免除措置に関する質問に対する答弁書について (決定) (外務省)
 - 1. 衆議院議員山井和則 (立国社) 提出英語民間試験の受験機会や受験場所に係る透明性・公平性等に関する質問に対する答弁書について (決定) (文部科学省)
 - 1. 衆議院議員山井和則 (立国社) 提出英語民間試験事業者による試験の実施等に係る公平・公正の確保等に関する質問に対する答弁書について (決定) (同上)
 - 1. 衆議院議員山井和則 (立国社) 提出在職老齢年金制度の基準額の引上げあるいは廃止の影響を「高所得者以外の年金額は減少」とする政府の認識等に関する質問に対する答弁書について (決定) (厚生労働省)

1. 衆議院議員山井和則（立国社）提出年金制度への在職定時改定の導入の年金財政への影響等に関する質問に対する答弁書について
（決定）（厚生労働省）
1. 参議院議員熊谷裕人（立憲・国民・新緑風会・社民）提出台風第19号による埼玉県内の被害状況への対応に関する質問に対する答弁書について（決定）（国土交通省）

◎政 令

資料あり
資あ

- 飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（農林水産省）
- // ○国有林野の管理経営に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）
（農林水産・財務省）
- // ○樹木採取権登録令（決定）
（同上）
- // ○特許法等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）
（経済産業省）
- // ○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）
（国土交通省）
- // ○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（決定）
（同上）
- // ○動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（決定）
（環境省）
- // ○動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（決定）
（同上）
- // ○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（決定）
（同上）

- 資料あり
資あり
- 原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（決定）（原子力規制委員会）
 - 〃 ○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（決定）（原子力規制委員会・財務省）

◎人 事

- 資料あり
資あり
- 元日本電信電話公社職員渡邊 勝外157名の叙位又は叙勲等について（決定）

◎報 告

- 資料あり
資あり
- ☆令和元年度第2・四半期に締結された無償資金協力に係る取極について（外務省）

[○署名あり ☆署名なし]

件名外案件

〔令和元年〕
11月1日〕（金）

◎一般案件

資料なし ○無償資金協力に係る取極の締結（令和元年度第4次取りまとめ分）等について（決定）（外務省）

◎配布

☆労働力調査報告（総務省）

〔○署名あり ☆署名なし〕